

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和6年3月

栃木県壬生町

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、栃木県央南部、北緯 36 度 25 分、東経 139 度 48 分に位置し、東西 8.0 km、南北 12.5km、面積 61.06 km<sup>2</sup>で、地勢は、西境を思川、中央部を黒川、東境沿いを姿川が流れており、関東平野の北部に当たるほぼ平坦な地形で、海拔は 50～100m である。町内には、東武宇都宮線の 4 つの駅、東北自動車道と連結している北関東自動車道壬生インターチェンジがあり、広域的交通の利便性が高い町である。

本町では、第 6 次総合振興計画後期基本計画を策定し、SDGs への取り組みを積極的に行っており、また、2050 年までのカーボンニュートラルを宣言した栃木県に歩調を合わせ、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量実質ゼロを目指した取り組みにも着手した。こうした背景から、本町にとって、再生可能エネルギーの推進は今後の重要課題の一つとなる。

農林漁業の側面から本町をとらえると、農業が中心となり、田・畑の耕作地は 2,760ha (直近の「耕地及び作付面積統計」より) で、町全体の面積の 45%にあたる。稲・麦・野菜の他、特産品のかんぴょうの栽培にも取り組むなど、地域の独自性を打ち出した農業に力を入れている。しかしながら、高齢化の進展による後継者不足など、農業従事者は年々減少しており、遊休農地の増加や地域社会の活力の衰退は大きな課題となっているため、農地の集積化、新たな担い手の獲得などの施策を進めている。

一方、林業については、398ha (2020 年農林業センサス) の森林は、すべて平地林であり、その多くは集落に隣接し、地域住民の生活環境に強く密着している。そのため、森林に求める機能は、快適環境形成機能や保健文化機能であり、地域住民の生活環境に配慮した里山林の整備の促進に努めていく。

このような中、町内にある木質バイオマス発電施設が稼働し、県内の未利用材や間伐材の新たな利用が可能となり、山林所有者の所得向上や原木価格の底上げ、新たな雇用の創出など、地域に様々な波及効果が期待されている。

これらのことから、本町の未利用資源を利用した木質バイオマス発電の推進により、農林業の活性化を目指すこととする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙 3 4 5 1 - 1  
面 積：66,755.56 m<sup>2</sup>

## 3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

木質バイオマス発電 18,000 kW (定格出力)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当事項なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

本町から長期的かつ安定的に木質資源（果樹庭木の剪定枝を含む）を受け入れることを通じて、山林の維持及び管理、また遊休農地等、農業に関する課題解決を検討のうえ、取り組みを行う。

また、木質バイオマス発電事業者が地域内に賦存する木質バイオマスを長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐材等の森林整備が進められる等、林業従事者の所得の向上や雇用創出など、林業の活性化に寄与する取り組みを行う。

（地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が年間を通じて8割未満とならないように努める）

6. 自然環境の保全との調和その他の農林漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

（1）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

（2）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

（1）目標

- ・ 壬生町及び周辺地域から調達する森林資源を燃料とし、年間130,000千kWの再生可能エネルギーを送電する。
- ・ 果樹や庭木の剪定枝及び山林の維持管理により発生する剪定枝の受入れを通じて、本町の資源の循環を目指す。
- ・ 遊休農地の活用方法の検討を行い、農業の活性化を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備者は、認定設備整備計画の実施状況を壬生町に報告することとする。

また、目標が達成されない場合、必要に応じて、壬生町再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会等において、認定設備整備計画の実施状況について協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) 町公式ウェブサイト等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、町公式ウェブサイト等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

壬生町及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、壬生町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。